

## 答 申

「人事異動内示校長会で愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が〇〇学校長及び〇〇学校長に平成 20～30 年度の各年度に配布した各校の転入者と転出者が左右に示された文書」部分公開決定

### 第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和 2 年 3 月 19 日付けで愛媛県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経緯

#### 1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 2 年 3 月 5 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「①〇〇校の次年度（H20～H31（R 1）年度）の配当定数表、②〇〇学校の次年度（H20～H31（R 1）年度）の配当定数表、③各県立学校教職員の次年度人事異動内示を校長が各校教職員に行うため（内示日）、教育委員会に集合した時、〇〇校及び〇〇学校校長に各年度（H20～H31（R 1））に渡した文書のすべて」について公開請求を行った。

#### 2 請求への対応

##### (1) 公文書公開請求の補正

当該公文書公開請求のうち、③に係る請求（以下「本件公開請求」という。）については、その対象となる公文書を特定することができないため、実施機関が審査請求人に確認したところ、「人事異動内示校長会で教育委員会が〇〇学校長及び〇〇学校長に平成 20 年度～平成 30 年度の各年度に配布した各校の転入者と転出者が左右に示された文書」と補正された。

##### (2) 請求に対する決定

実施機関は、令和 2 年 3 月 19 日付けで、当該公文書公開請求のうち、①及び②に関しては、全部公開の決定をするとともに、本件公開請求に関しては、部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 2 年 4 月 10 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

## 1 公文書部分公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が部分公開決定の取消しを求める本件公文書は、「人事異動内示校長会で県教育委員会が〇〇学校長及び〇〇学校長に平成20年度～平成30年度の各年度に配布した各校の転入者と転出者が左右に示された文書」である。

## 2 本件公文書を部分公開とした理由

### (1) 本件公文書の作成について

本件公文書は、〇〇学校及び〇〇学校を含む各校の転出者の現所属、科目等、氏名及び転出校等並びに転入者の所属等、科目等及び氏名を、学校別に示した表であり、県立学校の人事異動内示を行う校長会において、教育委員会が各校長に配付し、各校の人事異動を内示することを目的に作成しているものである。

### (2) 条例第7条第2項第6号への該当性について

本号は、公にすることにより、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開とすることを定めたものである。

また、同号エでは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものについて、非公開とすることを規定している。

本件公文書は、前述のとおり校長会において、教育委員会が各校長に対し人事異動の内示を行うため、当該校の転出者と転入者を、左右に対比させた表形式により担任する「科目等」と合わせて表記しているほか、欠員の状況についても「科目等」と合わせて表記しているものである。

このうち、非公開としたのは、正規の教職員を配置しない教科等や学級数の減少に伴う教職員定数の削減など、組織編成における欠員の状況について内示している部分であり、例年、当該内示後に、児童生徒の入学予定者数の減少に伴う異動内容の一部修正があるなど、調整中の未成熟な情報が含まれている。

これらの部分は、静謐な環境の確保が求められる人事異動の決定過程における未確定な情報であるとともに、人事管理を担当する校長等の一部関係者以外には知られることのない性質のものであるところ、当該情報を公にすることにより、欠員となる教科及び人数の検討経過が明らかになり、当該欠員の代替措置として配置されている講師に、次年度の自己の配置の可否を巡って不要な混乱が生じ得る。また、講師の採用を希望する者等から、次年度の講師の採用に関する過剰な問合せや自己に有利な状況になるよう不当な働き掛けがなされるなど、当該年度及び次年度以降の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2項第6号に該当すると判断した。

## 第4 審査請求の内容

### 1 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教職員は公務員である以上、その異動についてはすべて公にされるべきものである。
- (2) 公開されている教職員と公開されていない教職員との違いについての説明が全くな

く、なぜ公開されていない教職員の情報を公開することで当該事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのかが全く不明瞭である。したがって、情報公開を求めている県民に対して全く不誠実である。

(3) 以上によるのであるから、黒塗り箇所を全部開示せよ。

## 2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

本件令和2年4月10日付けで審査請求し、その後、その趣旨に基づき、「公正・迅速」に手続きを進めてもらうため、どんなに遅くとも3か月以内には諮問に至るように高校教育課教職員係〇〇、〇〇等に求めてきた（教育長にも電話をした）にも関わらず（他自治体においては1か月以内の諮問等が定められている場合が多い。愛媛県においてはなぜかこの期限について定められておらず、〇〇らはこれを悪用した。）、同職員は諮問のための弁明書作成を7か月も意図的に遅らせた。県民は90日以内に審査請求をしなければならないが、それに対して、7か月も意図的に第三者への諮問を遅らせるなど論外の暴挙である。中村知事の推進する「開かれた県政の推進」という職務命令やそれに基づく条例等に真っ向から反する愚行であり、県は同職員に対しての懲戒免職処分を即座に検討すべきである。

審査請求は「裁判」と進行等が似ているが、「裁判」においては各書面の提出期限が定められ、それに遅れば、「時機に遅れた提出」として通常受け付けられない。よって今回、審査請求人としては以下のように回答する。

- ①「弁明書」は時機に大幅に遅れており、よって「無効」「失当」であって、審査請求人提出の審査請求書に対する「擬制自白」（審査請求人の主張をすべて認める）が成立済みである。ちなみに無効な弁明書については「読む必要すらない」のであり、審査請求人はこれを「却下」と決定し、これに「目を通すこともなく」受領後ただちに破棄したことも付言しておく。
- ②「口頭による意見陳述」「証拠書類等の提出」の必要性も上記①により、その必要性を認めない。
- ③よって、この反論書をもって、即座に審査会へ諮問すること。
- ④なお、審査請求人は裁判所への「文書提出命令申立」をもって、即座に、強制的に、非開示となった文書の提出を求めることもできることを付言しておく。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、「人事異動内示校長会で教育委員会が〇〇学校長及び〇〇学校長に平成20年度～平成30年度の各年度に配布した各校の転入者と転出者が左右に示された文書」である。

本件処分において、実施機関が非公開とした部分及び理由は、転出者の「科目等」、「転出者氏名」、「転出校等」及び転入者の「転入者所属等」、「科目等」、「転入者氏名」で、公開することにより、当該事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2項第6号に該当するというものである。

これに対し、審査請求人は、教職員は公務員である以上、その異動についてはすべて公にされるべきものである等の理由から、本件処分は違法、不当であるとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

## 2 本件処分に係る具体的な判断

### (1) 本件公文書の目的について

県立学校教職員の異動結果は従来公表されており、異動結果に係る公文書は公開が前提となる。

しかし、本件公文書は、人事異動に関する文書であるが、本来、公開を想定した文書ではなく、さらには、欠員の状況を含めた各校への異動内示を目的に作成されたものであり、人事異動の最終形の文書ではないと認められる。

### (2) 条例第7条第2項第6号への該当性について

実施機関では、部分公開の理由として、条例第7条第2項第6号該当し、公開することにより、当該事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることを挙げている。

愛媛県情報公開条例の解釈及び運用基準によれば、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに留意する必要があるとされていることから、公開しなかった部分が、これらの要求を満たしているかどうか判断の論点となる。

実施機関では、例年、当該内示後に、児童生徒の入学予定者数の減少に伴う異動内容の一部修正があるなど、調整中の未成熟な情報が含まれていることから、非公開とした情報を公にすることにより、欠員となる教科及び人数の検討経過が明らかになり、当該欠員の代替措置として配置されている講師に、次年度の自己の配置の可否を巡って不要な混乱が生じ得るとともに、講師の採用を希望する者等から、次年度の講師の採用に関する過剰な問合せや自己に有利な状況になるよう不当な働き掛けがなされることのおそれを挙げているが、これは具体的かつ実質的な「おそれ」と認められる。

また、一年単位の採用である講師にとって、次年度の欠員や定数の増減の状況は重大な関心事であるため、仮に講師が本件公文書の非公開とした部分を見れば、学校ごとの欠員や定数の増減の状況等が分かることから、実施機関が主張する不要な混乱等が生じる蓋然性がある。

なお、本件公開請求には、平成20年度から30年度までの過年度分も含まれているが、実施機関が主張する理由によって過年度分まで支障があると言えるのかが次なる論点である。

これについては、過年度分であっても非公開とした部分を公開してしまうと、過年度における人事異動決定過程での未確定な情報や講師の配置等に係る検討経過等が明らかとなり、過去及び今後の人事異動に関し不要な混乱等が生じる蓋然性があることは現年度分と同様であるため、過年度分であっても公表すべきではないと判断される。

以上のことから、条例第7条第2項第6号に該当する。

### (3) 弁明書の作成について

審査請求人は、反論書において、時機に遅れた弁明書は無効、失当であって、審査請求人が提出した審査請求書に対する擬制自白が成立していると主張している。

弁明書に関して、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会運営要領において、審査会は、実施機関に対し、諮問をしようとするときには行政不服審査法に基づく弁明書及び反論書の写しの提出を求めること、また、愛媛県情報公開条例関係事務取扱要領と愛媛県個人情報保護事務取扱要領において、主務課は、弁明書の写し等を添え審査会に諮問することとなっているが、当該条例や愛媛県情報公開条例には弁明書の提出や諮問までの期間についての定めはない。

一方、行政不服審査法において、実施機関は、相当の期間内に弁明書を作成するものと定められており、相当の期間とは、弁明書を作成するのに必要と考えられる合理的期間と解釈される。

については、本件審査請求において、実施機関は、合理的期間に弁明書を作成したかどうかについて検証する。

まず、令和2年1月に新型コロナウイルスの感染者が本国において初めて確認されてから全国的に感染が拡大し、実施機関においては、同年2月以降、県立学校における感染拡大防止対策や休校措置等、新型コロナウイルス感染症への対応に組織を挙げて最優先で取り組む必要に迫られ、このような状況が8月下旬まで続いたということは疑う余地がない。

次に、審査請求人は、実施機関に対し、平成30年度と令和元年度の2箇年間で、公文書公開請求を66件、個人情報開示請求を76件行い、令和2年度も同様に請求を続けており、実施機関はその都度、開示文書の精査等に多大な時間と労力を要してきたことが推察される。

さらに、審査請求人は、〇〇年〇〇月、愛媛県及び愛媛県教育委員会を相手方として、不払給与や慰謝料等の請求を趣旨とする労働審判手続申立て（〇〇年〇〇月取下げ）を行い、続いて〇〇年〇〇月に同様の趣旨で訴訟を提起し、現在も係争中である。このため、実施機関は、当該訴訟に関する開示請求等への対応には一層時間を要し、訴訟への対応にも当然ながら時間を割かれるとともに、本件審査請求は当該訴訟の進行にも関係することから、弁明内容も慎重に検討する必要があると推断される。

以上のことから、社会通念上当該書面を作成することに要する期間を超過しているとは解されるものの、これらの事情を勘案すれば、実施機関は突発的対応への対応とともに、弁明書作成に慎重に対応すべき状態であったことは明白であり、審査請求人が主張するような弁明書の作成を意図的に遅らせたとは認められず、違法、不当とは言えない。

### 3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

## 第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 1月 8日	諮問
令和3年 2月 5日	審査会（第1回審議）
令和3年 5月18日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	